



KENSHINREN
静岡県信連

令和6年度 静岡県信用農業協同組合連合会

上半期経営状況のご案内

(令和6年9月30日現在)



©よりぞう

静岡県信用農業協同組合連合会の令和6年度 上半期（令和6年4月1日から令和6年9月30日）における経営状況（単体）について、ご案内いたします。

～ 開 示 項 目 ～

静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要
2. 経営方針
3. 静岡県信連グループ中期経営計画
4. JAバンク静岡のネットワーク
5. SDGs への取組み

業 績

1. 主要勘定の状況
2. 損益の状況
3. 単体自己資本比率（国内基準適用）
4. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権
5. 有価証券等の時価情報

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方
2. 地域の皆さまからの資金調達・
地域の皆さまへの資金供給の状況
3. 地域密着型金融への取組み
4. 社会的・文化的貢献活動等

静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要

(令和6年9月30日現在)

- 設 立：昭和23年8月
- 住 所：静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
- 会 員 数：43会員（正会員23会員／准会員20会員）
- 出 資 金：1,613億円
- 役 員 数：経営管理委員10名／理事5名／監事3名
- 職 員 数：275名
- 店舗体制：本店／富士営業部／浜松営業部

2. 経営方針

経営方針

当会は、“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客さまの期待と信頼にこたえることを使命とします。

理 念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

Vision



行動規範

連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をとおしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

組織・職場の活性

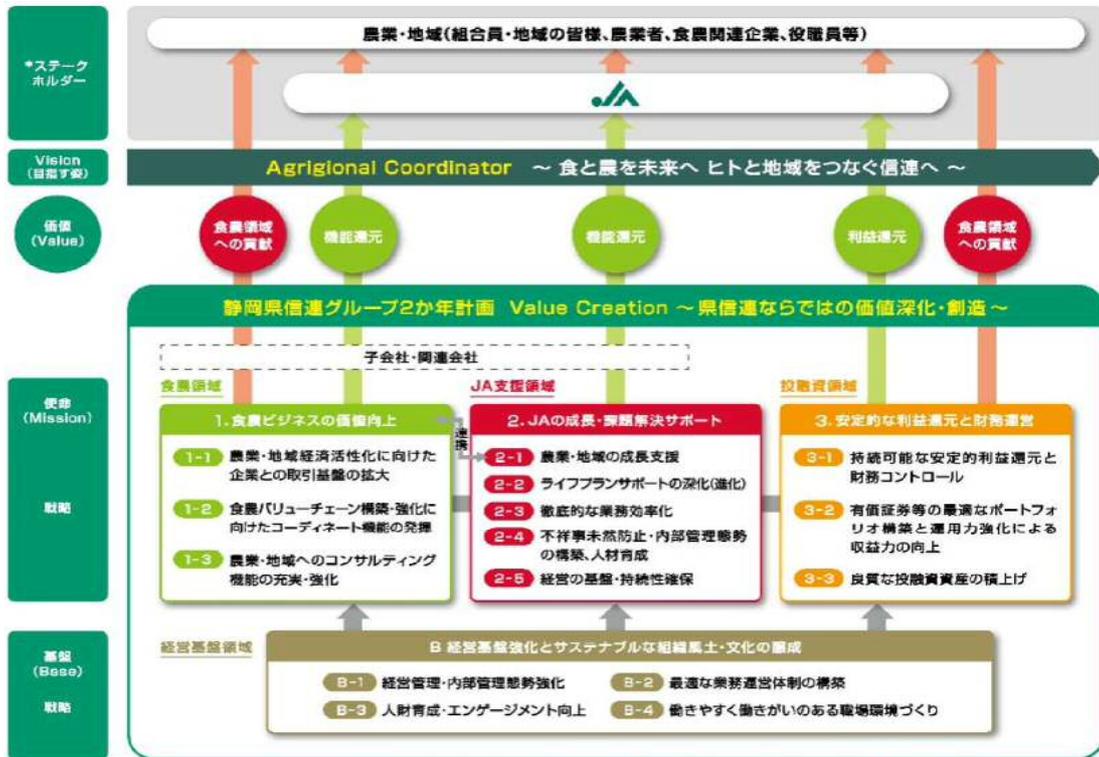
- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

役職員 行動指針

- 信頼に対し実意（誠意・熱意・好意）を持って行動します。
- 社会的公共性を踏まえその責務を果たします。
- 創造性と協調性をもって目標に向かい邁進します。
- 主体性ある行動により改革と飛躍を目指します。
- 豊かな人間性とやりがいを創出し幸福を追求します。

3. 静岡県信連グループ中期経営計画

中期経営計画の実践に向けては、基盤（Base）となる人材・組織基盤等の“事業を支える経営基盤を充実・強化”させ、使命（Mission）としてJA系統の最大の強みである“食農領域における取組みの加速”、会員JAに対する“機能還元の更なる充実”、投融資による安定収益確保を通じた“持続可能な利益還元”を果たすべく、あらゆる手段を講じてまいります。



4. JAバンク静岡のネットワーク



- 組合名
- ① JAふじ伊豆
 - ② JAしみず
 - ③ JA静岡市
 - ④ JA大井川
 - ⑤ JAハイナン
 - ⑥ JA掛川市
 - ⑦ JA遠州夢咲
 - ⑧ JA遠州中央
 - ⑨ JAとびあ浜松
 - ⑩ JAみっかび

※ 各JAの詳細について <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/tenpo/>



5. SDGs への取組み

静岡県信連グループは、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の趣旨に賛同し、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会に貢献する」という経営理念のもとに、“Agrigional Coordinator”^{アグリジョナル コーディネーター}として、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、地域社会と農業の持続的発展に貢献します。

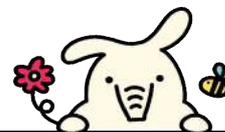


◇ JAバンク自己改革の取組み

農業を取巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループは、平成26年に自らの改革として「JAグループ自己改革」を策定しました。

JAバンクも、JAグループの一員としてこれまで以上に農業・地域に貢献していくため、信用事業の取組みを「JAバンク自己改革」として取りまとめ実践してきました。

当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援やJAらしい金融サービスの提供等の県域施策を推し進め、今後も引き続き、農業所得増大・地域活性化に結び付く取組みを継続していきます。



● 信連による県域施策

取組項目	
農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応	JAバンク静岡アグリサポートプログラムの実践
	農業者（組合員）への融資サポート及びコンサルティングの実践
	JA担い手サポートセンター機能構築への取組み
	販路拡大による農業者の所得向上 ・企業等とのビジネスマッチング（系統や農業者所得に繋がる取組み）
JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備	JA営農・経済事業の成長・効率化に向けた取組支援
	生産資材等価格高騰への支援 （JAが農業生産資材等の供給価格抑制のために行う事業への費用助成措置）
	JA店舗機能・運営体制の整理
	非対面チャネルの普及促進
	信用事業合理化策及び事務の集約・効率化
農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献	ローンキャンペーンを通じた「ふじのくに美しい森林づくり基金」への拠出
	JAバンク食農教育応援事業の展開 ・食農教育補助教材の寄贈
	農畜産物直売所利用促進への取組み（JAカード5%割引）
	店舗再編に伴う金融移動店舗車両のJAへの導入支援



◇ 農業メインバンク機能の強化等にかかる取組み

当会は、平成28年度よりJAバンク全国施策ではカバーしきれない領域を補充すべく、全国施策と併せて「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」を展開し、県内農業者の所得向上及び持続的な発展に向けた取組みを実践しています。

① JAバンク静岡保証料助成

農業資金のお借入をされる農業者を支援するため、保証料助成による金融支援を行っています。

② JAバンク利子補給

農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするため、利子補給による金融支援を行っています。

③ 自然災害等による農業被害への金融支援

台風・凍霜害・雪害等の自然災害により影響を受けられた農業者の早期復旧を支援するため、利子補給・保証料助成による金融支援を実施しています。

④ 親元就農支援

若い労働力の確保や後継者育成に繋げるため、親元就農者の育成のために支出した費用に対し助成を行っています。

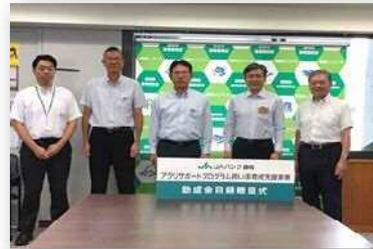
⑤ 担い手育成支援

農畜産業の担い手の育成や、地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化に繋げるため、県内の農業高校等の学生が行う研究等に対して費用助成を行っています。

○ 研究等に対する助成金目録贈呈式



《令和6年7月5日 県立農林環境専門職大学にて》



《令和6年7月9日 静岡県教育委員会にて》

業 績

1. 主要勘定の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年9月期	令和6年3月期	令和6年9月期
貯 金	3,933,593	3,882,651	3,859,814
貸 出 金	466,856	477,837	461,893
預 け 金	2,619,375	2,508,022	2,514,233
有 価 証 券 等	1,008,137	1,065,005	972,536

- (注) 1. 貯金には譲渡性貯金を含めて表示しています。
2. 有価証券等には金銭の信託・買入金銭債権を含めて表示しています。

2. 損益の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年度(令和5年9月期)	令和6年度(令和6年9月期)	《参考》 令和5年度(令和6年3月期)
経 常 収 益	25,253	22,883	41,529
経 常 費 用	16,944	20,611	34,068
経 常 利 益	8,308	2,271	7,460
当 期 剰 余 金	6,528	1,803	6,365

- (注) 令和5年度(令和5年9月期)及び令和6年度(令和6年9月期)は、半期ベースの実績です。
また、令和5年度(令和6年3月期)は、年間ベースの実績です。

3. 単体自己資本比率(国内基準適用)

(単位：百万円)

項 目	令和5年9月期	令和6年3月期	令和6年9月期
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	270,349	267,392	268,012
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	257	263	223
自己資本の額 (イ)-(ロ) (ハ)	270,091	267,128	267,788
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,729,352	1,657,196	1,741,796
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	15.61%	16.11%	15.37%

- (注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の抛り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満(国内基準)のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、令和6年9月期の当会の自己資本比率は15.37%と発令基準である4%を大きく上回っています。



4. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和5年9月期	令和6年3月期	令和6年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	7,288	7,677	7,374
要管理債権（貸出金のみ）	—	—	14
三月以上延滞債権	—	—	14
貸出条件緩和債権	—	—	—
計	7,288	7,677	7,388
正 常 債 権	461,637	472,243	456,521
合 計	468,925	479,920	463,910

保 全 額	7,247	7,528	7,233
担 保 ・ 保 証	1,372	1,471	1,440
引 当	5,874	6,057	5,792

〔用語の説明〕

<リスク管理債権及び金融再生法開示債権区分に基づく区分>

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
三月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権を除く）
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

5. 有価証券等の時価情報

<有価証券>

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和5年9月期			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	132,436	132,653	217
そ の 他	694,953	710,835	15,881
合 計	827,390	843,488	16,098
令和6年3月期			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	135,764	136,207	442
そ の 他	738,930	777,300	38,369
合 計	874,694	913,507	38,812
令和6年9月期			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	135,780	134,154	△ 1,625
そ の 他	641,364	668,925	27,561
合 計	777,144	803,080	25,935

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的及びその他の有価証券については時価を、満期保有目的の有価証券については取得価額を貸借対照表価額としています。
 また、売買目的の有価証券の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

<金銭の信託>

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和5年9月期			
運 用 目 的	1,804	1,850	46
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	141,478	140,568	△ 909
合 計	143,282	142,419	△ 863
令和6年3月期			
運 用 目 的	429	429	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	147,377	146,195	△ 1,182
合 計	147,807	146,625	△ 1,182
令和6年9月期			
運 用 目 的	429	421	△ 7
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	164,742	163,313	△ 1,429
合 計	165,172	163,735	△ 1,437

- (注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 運用目的及びその他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。
 また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご利用いただいています。

当会は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆さまの経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

2. 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

＜地域の皆さまからの資金調達の状況＞

◇ 預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	令和6年3月期	令和6年9月期	増減
会員	3,806,697	3,832,072	25,375
農協	3,781,960	3,763,613	△ 18,346
連合会	8,034	7,401	△ 632
会員の組合員	323	501	178
准会員・みなし会員	16,379	60,555	44,176
員外	30,715	27,376	△ 3,339
合計	3,837,413	3,859,448	22,035

(注) 譲渡性貯金は除いて表示しています。

＜地域の皆さまへの資金供給の状況＞

◇ 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	令和6年3月期	令和6年9月期	増減
会員	10,617	10,842	225
農協	1,410	1,923	513
連合会	3,553	3,230	△ 322
会員の組合員	1,735	1,749	14
准会員・みなし会員	3,919	3,938	19
員外	105,822	104,427	△ 1,394
合計	116,439	115,270	△ 1,169

(注) 県外貸出金は除いて表示しています。



◇ 農業関係貸出金残高（県下JA・当会取扱分）

（単位：百万円）

資 金 名	令和6年3月期	令和6年9月期	増 減
ブ ロ パ ー 資 金	21,295	21,480	184
農 業 制 度 資 金	16,499	15,514	△ 985
農 業 近 代 化 資 金	6,455	6,095	△ 360
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	9,759	9,202	△ 556
そ の 他 制 度 資 金	285	216	△ 68
合 計	37,795	36,994	△ 800

〔資金の説明〕

☆プロパー資金

○ JAアグリマイティー資金

農業のために必要な設備資金、運転資金のほか、太陽光発電設備資金や地域振興対策資金など、農業に関する幅広い用途について、他金融機関からの借換も含めて対応できる資金です。

○ アグリビジネスローン

農業法人等農業の担い手を育成支援し、地域農業の振興に資するための運転資金・設備資金に利用できる資金です。

○ JA農業者ローン

農業のために必要な設備資金、運転資金、太陽光発電設備資金など、幅広い用途に利用できる資金です。

☆農業制度資金

○ 農業近代化資金

農業を営む方や農業に関わる団体が、施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良、6次産業化への取組みなどを行うときに利用できる資金です。

○日本政策金融公庫資金

・スーパーL資金

日本政策金融公庫資金のうち、認定農業者向けの資金です。他の制度資金と比べ、償還期間を長く設定でき、大規模な投資を行う際に利用できる資金です。

・農業改良資金

エコファーマー、6次産業化の事業認定を受けた農業者等が行う施設の造成等、最新技術の導入、販売事業の開始等のために利用できる無利息資金です。

・青年等就農資金

認定新規就農者の方が経営を開始するために必要な事業に対して利用できる無利息の長期資金です。

3. 地域密着型金融への取組み

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高い総合金融サービスをご提供することを「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付けています。当会の様々な業務を通じ、地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、サステナブル経営（SDGs 経営）を実践してまいります。

◇ ビジネスマッチング



お取引先さまの販路拡大等の新たなビジネスチャンスを生み出すため、食農関連のビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。

令和6年度上期の成約件数は30件となり、主な成約事例は以下の通りです。

〈主な成約内容〉

カテゴリー	ニーズ先	ニーズ概要	マッチング先	内容
販路支援	農業生産法人	規格外トマトの販路紹介	農産物卸売業	スーパーの産直コーナーにて販売が決定
	総合商社	新規取扱商品（土壌保水剤）の販路紹介	農業生産法人	ナスの圃場にて試用
			農業参入法人	葉ネギの圃場にて試用
調達支援	食品製造業	デザート・ジャム用いちご、ブルーベリー仕入先の紹介	卸売業（商社）	加工用いちごの納入が決定
農業参入	廃棄物処理業	農業法人設立の各種支援依頼	静岡県農業振興公社他	行政等による支援を受け、農業法人を設立
営農支援	農業生産法人	新規作物（ユウカリ）の生産に向けた営農指導依頼	JA静岡市	ユウカリ部会を紹介し、営農指導をJAが対応
	農業生産法人	新規栽培作物候補の紹介及び営農指導依頼	JAふじ伊豆	さつまいもの栽培を開始し、営農指導をJAが対応
事業連携	飲料製造業	クラフトビールの製造に使用する県内産農産物の紹介	卸売業（商社）	新商品開発として桃ピューレの納入が決定
	JAふじ伊豆	ニューサマーオレンジ搾汁作業コストの削減	食品加工業	県内加工業者を紹介し、コスト削減を実現
脱炭素	農業参入法人	高機能バイオ炭の試験的な活用	有機質肥料製造業	苗床用高機能バイオ炭培土を提供
	農業参入法人	水稲中干し延長によるJクレジット申請支援依頼	脱炭素支援業	Jクレジット申請対応先を紹介
スマート農業	農業生産法人	水稲農薬散布にかかる労働力の軽減	農業資材卸売業	ドローン取扱業者を紹介し、農薬散布を実施

◇ 「経営革新等支援機関」としての支援



当会は、「経営革新等支援機関」として行政が行う経営効率化への取り組みや新技術等を取り入れた設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することができる体制を整備しています。

農業生産者や中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題の解決に向け、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域の農業と経済の発展に貢献していきます。

◇ TKC静岡会との覚書の締結について



当会は、令和2年7月31日付でTKC静岡会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結しました。本覚書は、当会及びTKC静岡会が相互の協力関係を強化し、TKC会員の税理士・公認会計士と当会役員が協働して、中堅・中小企業の持続的成長支援に取り組むことで、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

本覚書に基づき、当会取引先企業の了解の下に、TKCより提供される月次試算表等の最新業績データを活用し、企業との対話を通じて、資金繰り支援や様々な問題解決に向けた更なるコンサルティング機能の強化に努めてまいります。

◇ 融資相談窓口の設置



各融資営業の担当部署にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

《金融円滑化に係る方針、金融円滑化に係る措置の実施状況》

>>> <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

◇ 経営者保証に関するガイドラインへの対応



当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの取組方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

《経営者保証に関する取組方針》

>>> <https://www.jabankshizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#management>

◇ 自然災害等による農業被害への対応（現在受付中の災害）



1. 新型コロナウイルス感染症
2. ウクライナ情勢悪化に伴う原油価格・物価高騰等
3. 令和6年台風10号

上記災害により農業経営への直接または間接的な被害を受け、県下JAにおいてお借入れをされた方に対し、農業経営の継続を支援するための緊急措置として、以下の金融支援を実施しています。

（1）利子補給

- ①JAの災害対策資金に対し、年1.0%以内の利子補給を実施します。
- ②利子補給対象期間は、借入日から最長5年間となります。

（2）保証料助成 保証料相当額を全額助成します。

◇ お客さま本位の業務運営に関する取組方針



平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”として、会員・お客さまの期待と信頼にこたえるため、取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表し、県内JAとともにお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

◇ 遺言信託代理業務の取扱い



農中信託銀行の遺言信託代理店として、県下6JAにおいて遺言信託代理業務の取扱いをしております。相続一般に関することのご相談や、財産に関する遺言書作成など、遺言者さまからのスムーズな資産・事業承継が行えるようお手伝いをさせていただきます。



◇ 子育て支援商品の取扱い



県下JAでは、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている『子育て支援パスポート事業』に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しております。

今後も子育て支援商品のご提案や情報提供を充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。





◇ **非対面金融サービスの提供** ～「JAバンクアプリ」、「JAバンクアプリ プラス」、「法人JAネットバンク」～

JAバンクでは、個人のお客さま向けに「JAバンクアプリ」、「JAバンクアプリ プラス」、法人のお客さま向けに「法人JAネットバンク」のサービスを提供しております。

「JAバンクアプリ」では、残高照会、税金等の払込み、通帳レスの申込に加え、投資信託の口座開設や購入等がいつでもどこでもご利用いただけます。「JAバンクアプリ プラス」では、残高照会、振込、定期貯金取引、一部ローン取引のほか、口座開設や各種届出事項の変更手続きが可能です。また、「法人JAネットバンク」では、振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替等がオフィスのパソコンからご利用いただけます。

今後もJAバンクでは、非対面金融サービスにおけるお客さまの利便性向上に努めてまいります。



◇ **金融情報誌「JAmp」の発行**



「県内の遊・食・知をお届けする情報誌」として、金融関連情報のみならず季節の特集、地域の名所、静岡の旬の食材に関する情報等を四半期単位（年4回）に発行しております。

県下JAの店舗にてご覧いただけるほか、JAバンク静岡のホームページにも掲載しています。



◇ **高齢者における特殊詐欺未然防止対応について**



JAバンク静岡では、平成30年4月から高齢利用者を対象としたATM利用制限により、特殊詐欺等の未然防止対応を行ってまいりましたが、犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況や、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、令和5年4月より利用制限の内容を変更し、更なる被害防止及び被害額の極小化に努めております。



◇ **「ふじのくに美しい森林づくり緑の基金」への協力金の贈呈**



JAバンク静岡では、SDGsに貢献する取組みとして、「未来につながるローンキャンペーン」を実施しました。

ふじのくに美しい森林づくり緑の基金は、森林所有者等が行う主伐・再造林の経費負担を軽減することによって、再造林の確実な実行と持続的な林業経営を確立し、ひいては持続可能な社会を実現していくことを目的として設立されております。

このたび、キャンペーン結果に応じた金額50万円を協力金として贈呈いたしました。



◇ **「金融教育」への取組み**



JAバンク静岡では、CSR活動の取組みの一環として、静岡文化芸術大学において、農林中金バリューインベストメンツ(株)を講師に招き、「投資で変える私の未来～今日からできる投資とは～」をテーマに、投資に対して正しいイメージを持ち、興味関心を持ってもらうことを目的に金融教育の講義を開催しました。

当日は、大学2年生約80名が参加し、実施したアンケート結果からは、「今後は自分でも投資をしてみたい」など前向きな意見・感想が多く寄せられました。



4. 社会的・文化的貢献活動等

◇ 「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援



当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、奥横おくよこ地自治会しぢちかい（菊川市）を始め、西大淵区にしおおふちく（掛川市）や八坂神社祭典やさかじんしやさいてんしもかたくほぞんかいかいたくほぞんかい（掛川市）等、のべ267団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動を通して、地域文化活動を支援しています。

令和5年度（第25回）は、5団体に対し総額125万円の助成を行いました。なお、第26回目の募集は令和6年10月から11月まで実施し、助成金交付については令和7年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」を作成しています。



《しずおか民俗芸能マップ》

「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

- 農中信託銀行株式会社 TEL. 03-5281-1420
- 静岡県信連 総務部 TEL. 054-284-9652

◇ JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈



JAバンクでは全国的な取組みとして、子どもたちの農業への理解をはぐくみ、地域農業の発展に貢献することを目的とした食農教育応援事業を展開しています。

この事業の一環として、補助教材「農業とわたしたちのくらし」を制作し、子どもたちが食・環境・農業・金融経済への理解を深めるきっかけとなるよう全国の小学校に贈呈しています。

JAバンク静岡では、静岡県教育委員会へ目録を贈呈するとともに、県内512校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万4千人）に教材を贈呈しました。

また、ユニバーサルデザインの考えに基づいた「特別支援教育版」も制作し、特別支援学校や特別支援学級に贈呈しています。



《農業とわたしたちのくらし》

◇ 「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈



当会では災害時に必要となる食料品を常時備蓄しており、一定期間で入れ替えを実施しております。フードロス削減の観点から、「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、令和6年度の入替え対象となった防災食品を寄贈しました。

